

交通安全対策中期計画 (概要)

平成18年12月

社団法人 全日本トラック協会

交通安全対策中期計画

中期計画の目的と位置づけ

【背景と目的】

2003年1月31日、第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説において、2002年の交通事故死者を今後10年間で半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国とすることを目指すとの方針が打ち出された。この方針を受け、2006年3月には、中央交通安全対策会議によって「第8次交通安全基本計画」が策定され、2010年までに道路上での交通事故死者数を5,500人以下にすることが目標として掲げられた。

そこで当協会では、トラック運送事業者における2010年度を目途とした、概ね今後5年間の交通安全に関する数値目標を設定し、その達成に向けた自主的な対策を検討することにより、交通安全対策中期計画を策定することとした。

【本中期計画の位置づけ】

本中期計画は、その対象を全日本トラック協会および各都道府県トラック協会、トラック運送事業者、関係機関とし、当協会の交通事故問題に向けた行動指針を与えるものであると同時に、各都道府県トラック協会、トラック運送事業者、関係機関の協力を期待するものである。

【取り組み方法】

取り組みに際しては、本中期計画に示された数値目標や対策の指針に基づき、各都道府県トラック協会やトラック運送事業者が、主体的に目標の設定と対策計画を策定し、自主的に交通安全対策を実施していくことを期待するものである（図1参照）。

また、毎年度、数値目標にむけた進捗状況をチェックし、2008年度においては、それまでの対策の進捗状況や最新の社会・経済情勢を踏まえて本中期計画の見直しを行う。

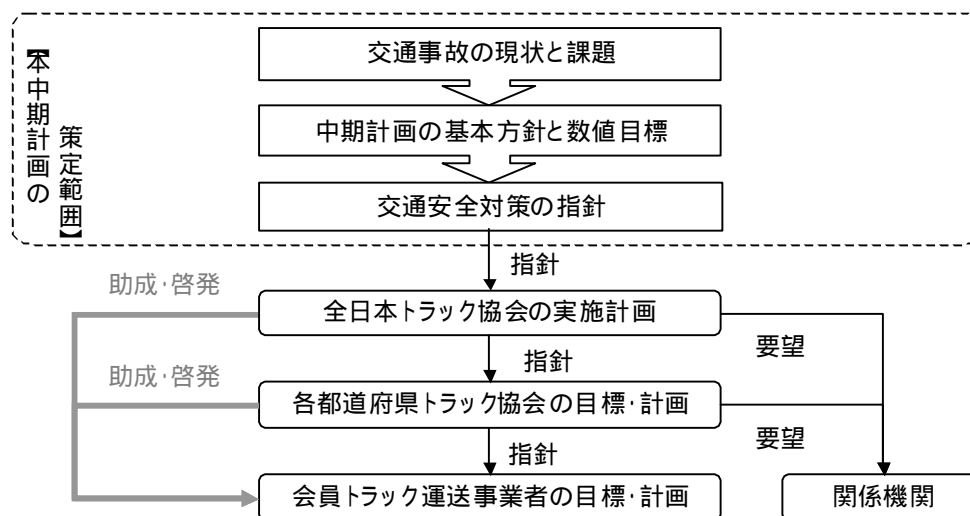


図1 本中期計画の策定フローと位置づけ

交通事故対策の目標

【基本目標】

国による計画(巻末の参考参照)に準じ、営業用トラックが原因となる交通事故死者数、交通事故負傷者数、交通事故件数を減少させる。また、有責重大死亡事故の撲滅を図る。

【数値目標】

2010年までに、交通事故死者数を490人以下にする。

2010年までに、交通事故負傷者数を41,000人以下にする。

2010年までに、交通事故件数を31,000件以下にする。 (図2参照)

【数値目標の設定根拠】

「第8次交通安全基本計画」の目標値における2004年から2010年の死者数および死傷者数のそれぞれの減少率を適用して設定した^{注)}。

以上の設定は、全体に占める営業用トラックの割合を2010年においても2004年現在と同等と設定しているため、とくに、全体の死者数に占める営業用トラックの割合が近年増加傾向にあることを考慮すると、死者数に関しては達成することが容易ではない目標設定であると考えられる(図3)。

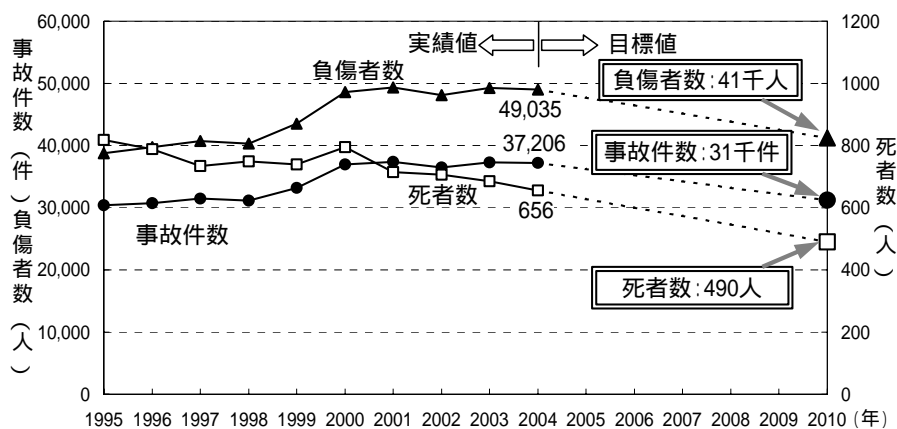


図2 営業用トラックの数値目標の設定

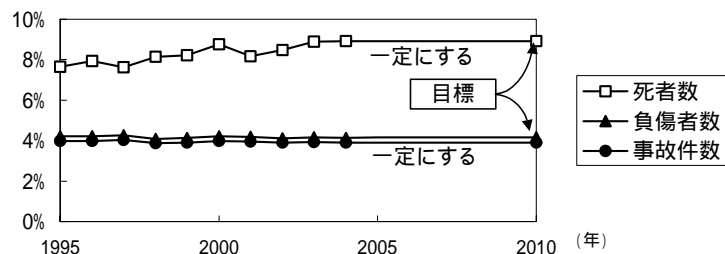


図3 全体に占める営業用トラックの割合

注) 事故件数については、営業用トラックの交通事故1件あたりの死傷者数がほぼ一定(1.34人/件)で推移しているため、死傷者数の減少率を適用した。負傷者数は、死傷者数目標値から死者数目標値を除いた数値とした。

交通安全対策の指針と内容

以上の目標を達成するため、以下の対策を実施する。特に、「安全運転教育の推進」「適正化事業の強化・促進」「悪質違反对策」を交通安全対策の柱と位置づけ、重点的に推進を図る。

対策	指 針	対策の内容
安全運転教育の推進 【重点対策】	経営者の安全意識の向上を図り、もってドライバーの安全運転教育を推進する。	経営者ならびにドライバーの安全運転教育のための教材を作成し、安全意識の向上および運転技術の向上を図る。また、運転管理者ならびにドライバーの安全教育を促進するため、中小トラック事業者を主な対象とした指定研修施設における安全教育訓練実施への助成制度の拡充を図る。 安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を引き続き実施する。また、パンフレット等により参加を啓発する。 春・秋の「全国交通安全運動」をはじめとした各種安全キャンペーンに積極的に参加するほか、年末年始の輸送繁忙期に「正しい運転・明るい輸送運動」を展開する。 現在、都道府県レベルで実施されている様々な事故防止コンクールを全国レベルで実施し、優良な事業者に対して表彰を行い、安全運転意識の向上を図る。
適正化事業の強化・促進 【重点対策】	適正化事業の目的である事業者における遵法意識の啓発及び高揚や、違法行為を行っている事業者に対する指導等を積極的に推進する。	重大事故を誘発する速度超過、過労運転、過積載運行等を防止するため、「確実な点呼の励行と乗務員に対する指導教育の徹底」を期するため、運行管理者等を対象とする啓発活動を実施し、事故防止・安全対策に関する指導内容の充実強化を図る。 貨物自動車運送事業者の安全性を正當に評価し公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を広く周知し、荷主や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図る。 パンフレットの配布等により、2006年10月1日から全ての自動車運送事業者に導入された「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図り、導入を促進する。 適正化指導員に対し、各種の研修を実施することにより、事業者が望むアドバイス及びコンサルタント的な相談業務が行えるよう資質向上ならびに育成に努める。
悪質違反对策 【重点対策】	職業ドライバーとしての自覚と誇りをもたせ、職業意識の向上を図る必要があるため、特に、飲酒運転、過労運転、過積載運行、速度超過等の悪質違反の撲滅を徹底する。	「飲酒運転防止対策マニュアル」を作成し、各事業者に飲酒運転撲滅の徹底を図る。例えば、飲酒運転の防止を徹底するため、アルコール検知器を各営業所に導入し、出庫時、帰庫時には対面による点呼を確実に実施し、ドライバーに対してアルコール検知器による検査の徹底を図る。 パンフレットや交通安全教育のための教材等の配布および各種研修により、運行管理および労務管理の徹底を啓発する。 高速道路および主要幹線道路上において、日本路線トラック連盟と共同して「安全共同パトロール」を実施し、通行車両の制限速度の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて指導等を行う。

対策	指針	対策の内容
ASV 関連機器の普及促進	ASV 関連機器の普及促進により、事故件数の低減と事故発生時の被害軽減を図る。	1991 年より国土交通省が中心となり産学官が連携して推進している「ASV 推進計画」について、パンフレット等の配布により、ASV および関連機器の効果等を周知し、導入促進を啓発する。とくに、追突事故防止に効果的な「被害軽減ブレーキシステム」や「後方視野確認支援装置」の導入に際して助成し、普及促進に努める。 車両の安全対策について自動車メーカー等に提言・要望する。
エコドライブの普及促進	環境対策のみならず安全性の向上にも有効であるエコドライブの推進を図る。	トラック運送事業者やドライバーを対象にしたエコドライブ講習会を開催し、その受講を促進する。 トラック運送事業者向けの「エコドライブ推進マニュアル」「省エネ運転のススメ」を配布し、経営者の意識向上を図る。ドライバーを向けには「省エネ運転マニュアル」「エコドライブ推進手帳」を配布し、エコドライブの向上を図る。また、「エコドライブ実施中」のステッカーを配布し、事業者およびドライバーの取り組みを促す。 エコドライブに効果的なデジタルタコグラフ等の EMS（エコドライブ・マネジメント・システム）関連機器の普及促進に努める。具体的には、EMS 関連機器導入に際して助成を行う。また、EMS 関連機器メーカー等に対して、エコドライブにより効果的な機器の開発を要請する。 トラック運送事業者の環境改善の取組結果を評価する「グリーン経営認証」の取得推進を図るため、「グリーン経営推進マニュアル」の配布を行う。
高速道路での大型車の速度抑制	速度抑制装置装着義務の遵守及び適正な使用を推進する。	「エコドライブ推進マニュアル」等で高速道路での速度超過は、燃費を著しく悪化させることなどを説明し、環境面、安全面、経営面から、高速道路での制限速度の遵守徹底を啓発する。 速度抑制装置の不正改造防止の周知徹底を図るとともに、不正改造を行った事業者に対しては、厳正に処分するよう要請する。
局地的な安全対策【働きかけ】	より一層の交通事故低減に向けて、局地的な安全対策の実施を関係機関に積極的に働きかける。	交通安全マップ（警察庁・国土交通省）等による「事故多発地点」や「危険箇所」について、局地的な安全対策を関係機関に要請する。とくに、高速道路については、三車線化、登坂車線の整備、待避スペースの確保、急カーブの改良等を要請する。 路上工事による渋滞における追突事故等を防止するため、路上工事の縮減、路上駐車問題対策としてのトラックベイ等の荷さばき施設の拡充、交通安全施設の積極的な整備を要請する。
荷主等の協力要請【働きかけ】	荷主等に対して、過度な時間制約等、安全運転の障害となるような制約を設けないよう要請する。	荷主等の発注者に対して、速度抑制装置装着義務化を周知徹底するとともに、余裕を持った時間設定（ジャストインタイムの緩和）の協力を要請する。 違法駐車取締規制の強化に対応するため、荷主等の発注者に対して、駐車場所の確保や待ち時間を短縮すべく適正な時間設定の協力を要請する。 過労運転防止のため、恒常的に積卸し待ち時間等拘束時間が長い荷主に対して、行政の協力を得て、改善をするよう強く要請する。

実施に向けた今後の検討課題

以上の対策を実際にも実効性のあるものとして進めていくためには、今後、早急に以下のような取組を推進する。

個々の対策の内容ごとに、当協会、各都道府県トラック協会、会員事業者の役割分担を明確にしていく。

トラック協会の会員以外の事業者に対しても、何らかの対策を講じる等、対応を検討する。

対策メニューが多岐にわたり、今後5箇年の間に、その周知を含めて各事業者がすべての対策に対して取り組むことは困難であるため、毎年、計画的に重点事項を定める等、実施する対策を絞り込み取り組んでいく。

対策の内容を各都道府県トラック協会、会員事業者に周知徹底するとともに、各会員事業者が実際に取り組む際に、具体的な交通安全対策を容易に実行できるように取組方法を明示していく。そのためには、各対策ごとにその具体的な実施方法を検討することが必要である。例えば、以下のようなことを検討する。

「交通安全教育」については、既に効果を上げている事業者の事例を収集し、これを参考としつつ実施方法を具体化していく。

運転者教育、管理者研修、個別指導、相談事案等は、各事業者毎に実施していたのでは、すべての事業者に対応するまでかなりの時間を要するため、地方支部ごとに事業者を集めて、適正化指導員と運輸支局とが合同で、勉強会等を行うことを検討する。

適正化事業については、その指導方法・指導力に地域差が生じている。全国的に適正な指導を行っていくためには、このような地域差を是正することが重要となるため、運輸支局に協力を要請することを検討する。

規制緩和の影響により事業者間の競争が激化し、無理な運行を行っている事業者が存在しており、それが交通事故の要因の1つとなっていると考えられる。このような業界の構造をいかに改善していくかを検討し、その対策を対策メニューに追加して盛り込む。

交通事故の現状

営業用トラックが原因となった交通事故の件数と死傷者数は、2000年までは増加傾向であったが、その後はほぼ横ばいで推移している。一方、死者数についてみると、近年は減少傾向にある（図4）。

営業用トラックの事故の半数は「追突」であり、死亡事故に限ってみると「人対車両」「追突」が多い（図5）。これらの事故は、「安全不確認」「脇見運転」「漫然運転」等、不注意が原因となって発生していることが多いと考えられる（表1）。

以上より、事故の発生件数や死傷者数を減らすには追突事故対策が重要である。また、死者数の低減には、追突事故対策と合わせ人対車両事故対策が重要である。こうした事故の原因としては、安全不確認や脇見運転、漫然運転等が多く、不注意による事故を減らすことが重要である。

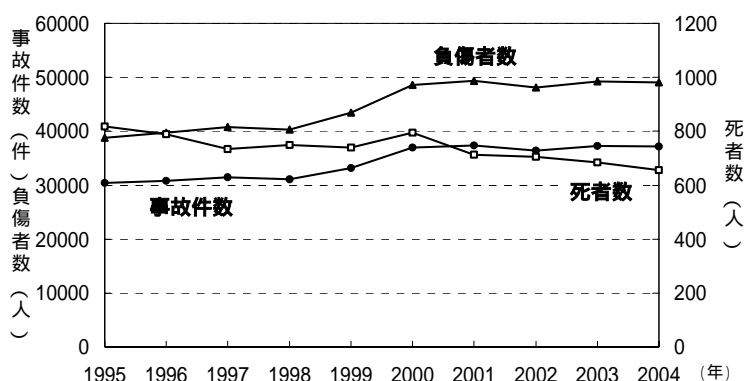


図4 交通事故件数，死者数，死傷者数の推移（営業用トラック）

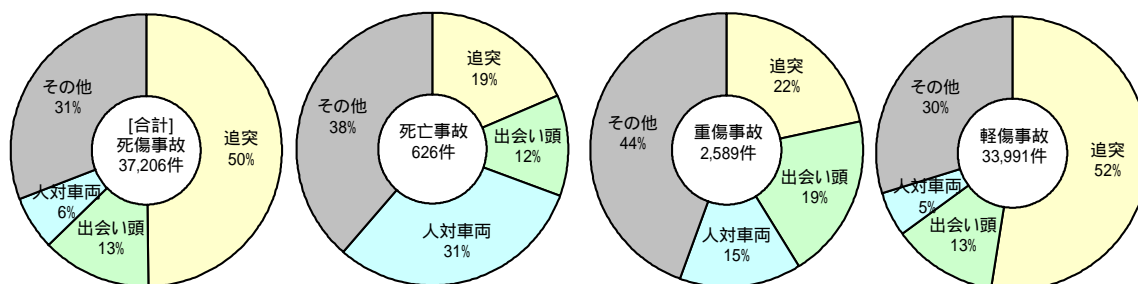


図5 事故類型別件数（2004年，営業用トラック）

表1 法令違反別事故件数上位5項目（2004年，営業用トラック）

	[合計] 死傷事故		死亡事故		重傷事故		軽傷事故	
	法令違反	件数 (構成比)	法令違反	件数 (構成比)	法令違反	件数 (構成比)	法令違反	件数 (構成比)
1 安全不確認	9,019	(24.2%)	安全不確認	111 (17.7%)	安全不確認	638 (24.6%)	脇見運転	8,388 (24.7%)
2 脇見運転	8,829	(23.7%)	漫然運転	110 (17.6%)	脇見運転	351 (13.6%)	安全不確認	8,270 (24.3%)
3 動静不注視	5,556	(14.9%)	脇見運転	90 (14.4%)	動静不注視	302 (11.7%)	動静不注視	5,228 (15.4%)
4 漫然運転	3,160	(8.5%)	歩行者妨害等	50 (8.0%)	漫然運転	230 (8.9%)	漫然運転	2,820 (8.3%)
5 運転操作	1,855	(5.0%)	最高速度違反	47 (7.5%)	交差点安全進行	145 (5.6%)	運転操作	1,740 (5.1%)

出典) 「事業用自動車の交通事故統計」(財)交通事故総合分析センター

参考：第8次交通安全基本計画の概要

【第8次交通安全基本計画の目標】

2012年までに、交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。

2010年までに、交通事故死者数を5,500人以下にすることを目標とする。

2010年までに、交通事故死傷者数を100万人以下にすることを目標とする。

【第8次交通安全基本計画の対策】

4つの視点

「少子高齢化社会への対応」「歩行者の安全確保」「国民自らの意識改革」「ITの活用」

8つの柱

「道路交通環境の整備」「交通安全思想の普及徹底」「安全運転の確保」「車両の安全性の確保」「道路交通秩序の維持」「救助・救急活動の充実」「損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進」「研究開発及び調査研究の充実」

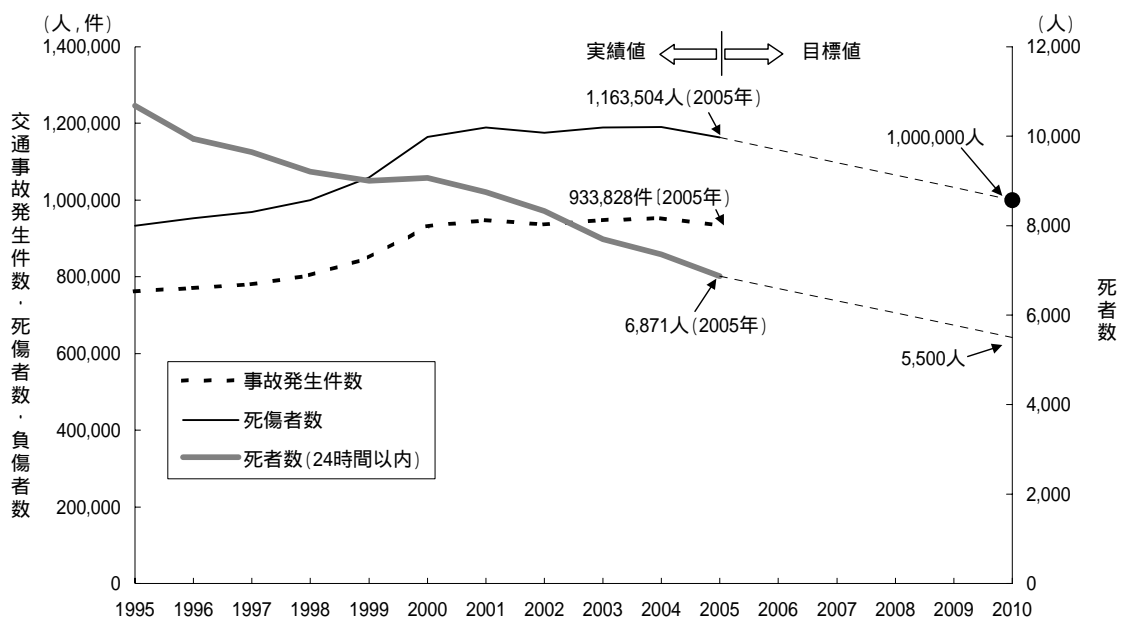


図6 政府の数値目標（第8次交通安全基本計画）